

「攘夷党」と天皇政府の攻勢

佐藤誠朗

はじめに

一 徴兵規則から三藩親兵編成へ

(1) 天皇政府の危機

(2) 徴兵規則とその挫折

二 巡察使四条、強権をふるう

(1) 四年二月の四藩建言

(2) 九州諸小藩、震慄

小括にかえて

はじめに

拙稿「明治三年日田騒擾と天皇政府」(1山口藩脱隊騒動の後、2県庁襲撃の風聞と日田県・山口藩、3「浮浪輩」の密計、新潟大学『人文科学研究』第六十四輯所収、一九八三年十二月)および「『攘夷党』と天皇政府の対応」(1大島郡襲撃、2巡察使四条隆訶と「天兵」、3巡察使四条再び日田へ、「日本歴史」第四二九号、一九八四年二月)は、「日田騒擾」(攘夷

藩常備兵費等に充てることにした。元年閏四月十九日の「陸軍編制」以来、諸藩が上納を義務づけられてきた「軍資金」は、九月限り廃止されたが（二十五日の太政官達）、「海軍資」という名目で上納する各藩の軍事費負担は倍以上に増え（政府の軍事費徴収高は倍増することになる⁽²⁾）、いっぽうで諸藩は、常備兵員のいっそうの削減を強いられた。これは単なる量的問題ではなく、天皇政府が、政体書（元年閏四月二十一日）によって基本的に軍役賦課・動員の単位として性格づけたところの、藩とその兵（非役の士族を含めて）のあり方を、問い直し始めたことをうかがわせるものである。

「藩制」案が作られる過程で、大蔵省は海陸軍拡充要求を不問にして、兵部省定額三〇万石を改めて（二年五月の「歳計予算」で軍務官費は三〇万石とされた）決定した。これに反発した兵部省は五月から六月にかけて、諸藩の「軍資金」の掌握（兵部省への直納）、「徴兵」が軍拡の支障になるとの認識に基づき、「徴兵」費の定額外支出などを迫ったが、いずれも太政官の容れるところとはならなかった。兵部省（大村派）は、兵制について抜本策を構想せざるをえない状況に、直面していたのであった。

「藩制」布告直後の九月二十八日、鹿児島藩は「徴兵解免ノ願書」を政府に提出した。容易に「親兵」たりえない情勢のもとで、「徴兵」を東京に差し出す意味はない、と決断したものであろう。当時の鹿児島藩情については、「是非共方今朝廷ノ政事一々下条理ニ付、止ム事ヲ得ス、大兵ヲ率ヒ西郷出京ニテ、政府上ヲ一洗スルトノ事ニテ、近日出京ノ勢ナル由ニ此度ハ必定大変出来スベシトノ事ノ由也」と、きびしい反政府的動向が伝えられている（『保古飛呂比』四、四三四ページ）。石井孝氏によれば、中央政府との断絶方針の決定を意味するとされるころの、三年九月の「徴兵」撤収にかかわる鹿児島藩の企図は、全国の士族の期待をになって、大兵をあげて鹿児島藩の士族に軍人支配体制を全国に及ぼすための、政府改革・クーデタにあった。姫路・福岡・大村・佐賀・大泉・秋田各藩などには鹿児島藩の動きに期待・同調するものも多く、鹿児島藩の政府改革計画に集約されるところの、個別領主の反政府連合の形成が進むと、「二重政府」ということにもなりかねず、「まさに天皇政府にとっては、戊辰戦争終結以来の危機」に見舞われていたと言える⁽³⁾。

さらに高知藩も十一月、自藩の徴兵（大隊長土屋可成）に糺案官という独自の階級の設置を要求して、兵部省と激突した。十一月二十八日・二十九日（徴兵規則施行後であることに注意してほしい）における両者のやりとりのなかで、兵部省は「甚以心得違ヒ悔慢之至：依テ高知藩徴兵ハ速ニ御免相成リ、差出スニ不及旨御沙汰有之度」と、太政官に要請するに至った。

「これまでもたびたび不都合なことがあった。火入練兵・招魂社前の祭砲などは出来ないと申し立て、先日交替の際も伺いも出さずにさっさと帰藩するなど、指令を速やかに受け入れたことは一度もない。しかしそのたびごとに懇説して、今日までがまんしてきたが、今回のことは軽忽このうえない。このままでは当省の体裁が立たず、威令は行われぬ」と、兵部省の指令に従来とも容易に従わない高知藩徴兵（各藩徴兵とも当初から兵部省を軽視しないしは無視したのだが）に対する不満を一挙に爆発させたにとどまらず、「徴兵」そのものの廃絶を要求したのである。いっぽう大隊長土屋は、糺案官廃止を拒絶し「憤然色ヲ成シ引取」り、高知藩徴兵は東京を引き揚げた。三藩（佐賀を含めて四藩）徴兵は、鹿児島・高知両藩との亀裂をとくに深めつつ解体した。⁽⁴⁾

「藩制」が諸藩常備兵員のいつそうの削減を強いたことにかかわって、留意すべき点がもうひとつある。諸藩常備兵の、規則に基づく編成と、さらにはその兵員の削減は、兵卒に除隊・離隊を迫ることになる。こうして統治集団からはじき出された分子は「浮浪」化し、不平華士族・浮浪による反政府の陰謀や運動を呼び起こす潮流が作り出されていく。参議佐々木高行は十二月、「兵隊ノ処至極大事ニテ、万一長州奇兵隊ノ二ノ舞致シ候テハ、不安其辺ニ付、色々心配」と記したが（『保古飛呂比』四、四九五ページ）、このような状況がひとり高知藩にとどまるものでなかったことは、すでに冒頭にあげたふたつの拙稿で明らかにしたとおりである。

(2) 徴兵規則とその挫折

三年十一月十三日太政官は、徴兵規則（八カ条）を府・藩・県に達した。その大要は、「兵事は護国の急務で皇威を發揮する基礎であるから、将来兵制一変、全国募兵を目指しているが、いまのところ先ず次の規則によって徴募を仰せ出されたので

来る四年正月より順次、各道の府藩県は、士族卒・庶人にかかわらず、身体強壯で兵卒の任に堪えうる者を選び、高一万石につき五人ずつ大坂出張兵部省に差し出すこと。ただし従来常備兵は、各地方において緩急応変の守備に当たるものと心得ること、である（傍点筆者）。

徴兵規則は、①資格（二十歳以上三十歳まで、身長五尺以上）、②免役（一家の主人または一子で老父母あるいは不具の父母ある者）、③服役期間（先ず四年とし、終了後在役中の階級に応じ賑恤金を支給する。期間中私的事由で帰郷を願い出てはならない。再役は許可する）、④事故者への保障（在役中、役務のために終身不具となった者には、扶助金を支給する）、⑤給与（衣食、給料などはすべて兵部省より支給する。大坂まで出向く費用は各地方官が支弁し、免役の際の旅費は兵部省が出す）、⑥徴兵の検査（検査の結果不合格者が出た場合は、「再選人」を差し出すこと。その者の往復の旅費は地方官の支弁とする）、⑦はじめて営所に赴く際の費用以外は、一切地方官より給与してはいけない、⑧徴兵の送付（地方官庁で選んだうえ、次のような送り状を本人に付し、大坂出張兵部省へ差し出すこと。ただし地方官員が徴兵を引率して来るのは随意である、と定めた（明治三年「法令全書」）。

天皇政府が、府・藩・県を含めた全国を対象に、士族卒・庶人を問わず兵卒を徴募し、大坂兵学寮で養成される士官（大村派は兵卒徴募に備えて閏十月十九日、海陸両軍の士官養成を改めて明示した兵学令を定めた）のもとに組織し、京都・大坂の二連隊（一連隊は三大隊、一大隊は五中隊、一中隊は二小隊。一大隊は士官を含めて七〇〇名余り）と東京常備兵とをみずからの直属部隊に編成しようとして試みた点に、三藩（あるいは四藩）徴兵の親兵化構想の破綻をふまえ、それに對置される軍制改革の理念・一定の方向性を提示したという意義を認めることはできる。しかし「老万石ニ五人ツ、」の徴兵（草高か現石かは明示されていない）という文言や、従来の常備兵（とりわけ諸藩常備兵）と創出される予定の直属部隊との関連（両者の一体化すなわち統一国家の統一的軍隊を作り出すために、諸藩常備兵の存廢をどうするかという重要課題）が不明確な点から言えば、「石高制に基づく軍役の天皇への編成」の域を出るものではないと見ることも可能である（元治・慶応期の幕領におけ

る兵賦を想起していただきたい。(5)「全国募兵」という表現にとどまり国民皆兵制が打ち出されなかったこと、兵卒の徵募が志願兵制かそれとも強制的徵集かが明らかにされなかったことなどは、兵部少輔山県有朋(八月二十八日任命、九月二日兵部大輔前原の辞職後兵部省の実質的代表者となったが、大村派とは一線を画した)の、国民皆兵制施行へのためらいによるものであり、徵兵規則はおよそ国民皆兵とは程遠いものになったと、千田氏はとらえている。

徵募は先ず五畿内、山陰・南海兩道から着手し、四年一月二十五日から二月一日までの間に規則どおりの兵員を大坂徵兵方に差し出すこととした。ついで東海・北陸兩道は四月二十五日から五月一日まで、西海道は八月二十五日から九月一日まで、東山・山陽兩道が十二月二十五日から五年一月一日までと、およそ一年をかけて四回に分けて実施する計画であった(同前)。

徵兵規則施行上の疑問(伺い)がいくつか出されたが、そのひとつは、当時府県の管轄地がまだ草高表示だったため、徵募の基礎である石高は草高か現石かと、新潟(十二月五日)・京都(四年一月二十七日)・浦和(同月)・品川(二月十三日)・胆沢(三月二十七日)の各府県が伺い、政府は「現石」であると回答している。ふたつには、現石一萬石未満の諸藩(「藩制」により現石一五萬石以上を大藩、現石五萬石以上を中藩、現石五萬石未満を小藩と三ランクに分けた。大藩は一五、中藩が二四で他の二三三藩余りは小藩であった)(6)の差し出すべき兵員数について、重原・三池・岩槻(四年一月十三日)の各藩が伺い、「石高割合ヲ以テ可差出候事」と指令されている。

貫属士族卒のいない県、たとえば白河県は四年三月九日、「当県ノ儀ハ士族卒ノ貫属無之ニ付、管下へ布告相募り候得共、孰レモ御規則ニ相叶罷在候者無之」と伺ったが、徵兵困難の訴えに対して政府は、「広く庶民中ヨリ撰挙可差出」と指令した。この背後には、農民の根強い徵兵忌避の動きが、うかがえる。四年二月付韭山県伺いにも、「一旦兵員ニ加候者、期限ニ至帰郷仕候トモ、自然土風ニ感化シ、耕耘ノ賤業ヲ嫌候様可成行モ難計…農籍ヨリ人撰ノ儀ハ御免除願度旨類ニ申立候」とあり、同県は、右の状況に加えて士族卒の貫属もないことを理由に、徵兵免除を願い、その代わりに徵兵一名につき年賦金三〇兩ずつ上納させてほしいとしている。また四年四月二十七日小菅県は、無頼・無産の輩がようやく活業の道についているときに

「今更徴ニ応シ兵員ニ加入仕候テモ、期満帰農ノ砌、猶其節活業ノ道如何可有之、至極之貧民連モ此段深猜忌仕、寧ロ旧業固守仕度一般ノ情実、殆撰拳ノ道差支当惑仕候」と述べ、「忌避ノ民情」を押しつけて徴募を進めるには「官給ノ外、更ニ下民一般ヨリ本人望ミニ任せ、多少ノ金穀給与」せざるをえないが、といって農民に負担をかけるのはできない実情なので、徴兵人員が不足した際は猶予を認めてほしいと、弁官に伺った。兵部省（六月三日）・民部省（同九日）の弁官への答申は、「全国一般ノ差嚮」になること、「民費ヲ以傭人為差出」るのは徴兵規則の理念に反することを理由に、小菅県伺いは「断然聴許セザル旨ニ決シタリ」とし、「精々徴募可致事」と指令するよう求めている（以上「太政類典」第一編第一〇八巻による。「大日本維新史料稿本」一以下「稿本」と略す一四二二一号所収）。

千田氏は、津和野藩・京都府・浜田県および甲府県について兵卒の取り立て状況を検討したうえ（「京都府史料」および前掲史料による）、四年春、大坂兵部省に約一二〇〇名の徴兵が差し出され九〇〇名が合格したが、その大部分は士族卒であつたとみなしている。その論拠は必ずしも明らかではないが、農民の徴兵忌避の動き、農民を兵卒の素材とすることに對する地方官の消極的姿勢などから、それは十分考えうることである。いずれにしても、「庶人」からの徴募がきわめて困難であつたこと、そのため徴兵規則の理念は貫徹せず、兵卒取立て計画が大幅に遅れたことは否定できない。

徴兵規則制定以前における政府直属部隊は、下山三郎氏によれば、①四藩徴兵隊（これを直属部隊とみなしうるかという点では、意見が分かれるであろう）、②旧親兵、③三つの遊軍隊、④旧田安・一橋両家の兵隊などであるが、規則施行直後の十一月兵部省は、①第一遊軍隊は浮浪あるいは農夫の類から成っているので、第三遊軍隊の例にならない解兵したい、②田安・一橋両家よりの献兵は東京府に引き渡し、同府の警戒兵に再編すると上申し（「公文録」兵部省伺）、鹿兒島・高知両藩徴兵の帰藩（四藩徴兵よりの離脱、政府への反逆）という状況をふまえて、従来政府直属部隊の解体を図り、徴兵規則による兵卒徴募に新たな軍隊創出の期待をかけていたのである。

ところが四年二月二十八日に至って兵部省は、第二回目以後の徴兵差出し期限をそれぞれ三カ月ずつ延ばすことを願ひ出た

(前掲「太政類典」)。太政官はただちにこれを認め、翌二十九日この旨府藩県に布達した(明治四年「法令全書」)。ついで四月十五日、山口藩に対して「今回親兵三大隊差出ヲ命セラレタルヲ以テ：一万石五人宛ノ徴兵ハ差出ニ及バズトノ朝命」があり(『回天史』三八八ページ。「薩土モ同様ナラン」とある)。ついに五月二十三日太政官は、「東海道筋府藩県(第二回目)徴兵方差出見合」を達した(『法令全書』)。千田氏はこの達に大坂出張兵部省が反対していたとするが(千田前掲書二〇二ページ)、内部対立を含みながらも兵部省全体としては、「親兵ヲ其省管轄トス」との太政官布告(『太政官日誌』二月二十二日)を受けて、二月二十八日、「親兵の費用を朝廷より給与することについて、鹿児島藩はとくに遠いので、旅費だけなりとも支度金として渡したい」と上申しており(「公文録」兵部省伺)、二月末ごろを境いに、徴兵規則の目指す理念(建軍構想)を捨てて、三藩親兵による直屬軍隊創出の方向に転じたとみなしうる。

この転換について、「三藩親兵が決定して、その維持費のため、到底大坂兵部省の直屬軍隊の創出費を支弁しえなくなったことによるものである」との千田氏の説明は、一応うなずけるが、問題の核心は、天皇政府(とくに兵部省)高官の政策決定を規定した政治情勢・社会状況のなかに、この「転換」を位置づけることにある。拙稿「『攘夷党』と天皇政府の対応」ですでに述べたように、三藩親兵編成のきっかけとなったのは、勅使岩倉・参議大久保に同行して鹿児島に赴いた兵部少輔山県と同藩大参事西郷との会談(三年十二月下旬)である。そして岩倉帰京(四年二月六日)後、三藩親兵のことは、山口藩上書にかけた参議木戸の情念や、これを「下策」とする彼の批判を振り切って、三藩合力同心をかざしていっきよに二月十日の朝議で決定されたのである。

検見規則の制定と石代金納地を含めた田方米納・畑方金納の布達(三年七月二十四日)、「安石代」廃止(十一月五日)が引き金になって、日田県騒動(十一月十七日)、胆沢県騒動(十一月二十四日)、登米県騒動(十二月十五日)、中野県騒動(十二月十九日)、福島県騒動(四年二月十四日)などに代表される大規模な農民闘争が、まさに徴兵規則布達から三藩親兵設置決定に至る時期に、政府直轄県で相次いで激発した。これに対して天皇政府は、日田県騒動には十二月十六日四

条巡察使らと大坂出張兵部省直屬部隊二中隊を、中野縣騒動には十二月二十四日沢巡察使らと佐賀藩徵兵一大隊を派遣した。これら「天兵」による鎮圧を積極的に進めたのは、参議木戸であった。

鹿兒島・高知兩藩の徵兵はすでに東京を引き揚げていたので、佐賀藩徵兵の出張によって、東京皇居守衛を主たる任務とする徵兵は、山口藩徵兵を残すのみとなった。その山口藩は四年一月二十八日、上書して徵兵等の帰藩を願ひ出たが、上書不採用は三藩親兵設置決定の翌日(二月十一日)まで、三条・岩倉・大久保によって握りつぶされたまま、参議木戸には伝えられなかった。このような事情があったため、福島縣騒動の知らせを受けた天皇政府は二十三日、兵部権少丞石井らと岡山藩一大隊に出張を命じざるをえなかった。徵兵規則による兵部省直屬軍隊は、いまだ形を成しておらず、かつ順調に創出される見通しも乏しかったから、「天兵」として出動する条件は全くなかった。農民闘争の激発に対処するため、天皇政府は、強力な直屬の軍事力を早急に(農民からも兵卒を徵募するという徵兵規則の理念を放棄して)作り出さなければならなかったのである。⁽⁷⁾

先にかかげたふたつの拙稿で述べたとおり、山口藩脱隊兵士・浮浪・寺僧・里正子弟など不平士族草莽層を主体とする、日田県庁襲撃計画(三年十一月十四日)・防州大島郡襲撃(十一月十九日)に対処して、諸藩常備兵ではなく、天皇政府直屬軍隊(天兵)による徹底的鎮圧を主張し、かなり強引にはじめての「天兵」出動を実現させ(十二月十六日)、その成果に大きな期待をかけたのは参議木戸であった。参議広沢真臣暗殺(四年一月九日)をきっかけとして、九州から奥羽におよぶ攘夷派の反政府陰謀とそれに同調する政府官員・諸藩上層部の動きを抹殺することが、朝権の伸張にかかわる最も重要かつ緊急の政治課題として一挙に浮上し、天皇政府の激烈な攻勢に応えうる強力な直屬軍隊を直ちに所持する必要性を、右大臣三条、大納言岩倉、参議大久保らは痛感するに至った。そして天皇政府首脳は、組織された藩兵に依拠して権力奪取を図ろうとする個別領主の反政府連合の形成という政治的危機を、右の連合の頂点に立つとみなされていた鹿兒島藩を天皇政府の側へ切り離し、その強大な軍事力を抱え込むことで、鹿兒島藩に代表される政府改革・クーデタ計画を未発のうちに先き取りして、一気に乗り切る道を選択した。

以上のようなこの時期における社会状況・政治情勢への、天皇政府のさまざまな対応の一定の総括として、三藩献兵による親兵設置が確定した。原口清氏が言われるように、「木戸は、強藩に依存することの不可をしばしば口に、政府が雄藩の意見に左右されることを極度に警戒していたにもかかわらず」（原口『日本近代国家の形成』八三ページ、岩波書店、一九六八年）、親兵設置については「今日不得止に出る」「下策」と評価し、将来鹿児島藩軍事力が政策決定に及ぼす影響を危ぶみながらも、この時期における階級闘争と権力闘争の総過程が生み落とした親兵に、天皇政府を死地から救い出す力量を期待するほかなかったたのである。このように親兵設置は、三藩が同心協力して、天皇政府の命運をかけた軍事力による攻勢に転じたことを表明するものであって、筆者は、多くの論者のように、全国的廃藩の前提条件をなしたとか、廃藩断行の路線が確定したという位置づけはしない。廃藩とは、軍役の単位としての藩を否定し、藩兵・家臣団を解体することであり、親兵設置に右のような廃藩へのしるしを見出そうとするのは、結果論的推量であると考ええる。

二 巡察使四条、強権をふるう

(1) 四年二月の四藩建言

親兵編成が三藩に伝えられた翌二月十四日、政府は、「浮浪ノ徒及山口藩脱隊ノ輩」を搜索・鎮撫するため、陸軍少将四条隆諤を巡察使として日田県に再度出張させること、大蔵大丞井田讓・熊本藩少参事太田黒惟信を参謀として、山口藩大属山根忠主を随従として派遣すること、熊本・鹿児島・山口の三藩は各一大隊を日田に差し出し巡察使の指揮に従うことを布達した。十五日には、高知藩に警備のため予讃に出兵し、同藩土屋可成を参謀として派遣することを命じ、同時に日田県はじめ豊前・豊後七藩に四条再派遣を伝達した。同じ十五日、弁官は京都府知事に「賊徒の遁走もはかりがたいので、管内の取締りを厳重にして漏れなく捕縛せよ」と指示し（「公文録」京都府）、また大納言徳大寺実則・嵯峨実愛も、「三藩より三大隊出兵の声を聞き、賊徒は散走して京摂間に潜伏するかも知れない。窮鼠の徒がどのような害を加えるか心配なので、府下はことさ

らきびしく取締るよう配慮してほしい。至密のことなので、そのつもりで取計うよう願いたい」と、京都府知事長谷信篤に書き送っている（京都府「御達留」、「稿本」四一六一号所収）。水も漏らさぬ態勢が整えられたと言える。

久留米藩とともに、九州尊攘派の二大拠点と見られていた熊本藩では、明治三年五月以降実学党が実権をにぎるが、「日田騷擾」に対処して十一月、藩内の尊攘派の指導者を捕縛した。いっぽう参議広沢・木戸は十二月初旬、藩を挙げての九州浮浪鎮撫への協力、尊攘派指導者の処刑を迫り、天皇政府への忠誠の表明（熊本藩の抱き込み）を手がかりに九州諸藩の方向一定を図るため、じわじわと圧力をかけた。四年一月二十二日、熊本藩少参事心得（前権大参事試補）安場保和・少参事太田黒惟信は、高知から着いたばかりの参議木戸を神戸に訪ね、「肥後藩一致大に奉朝旨、天下之振興を欲助、且此度広沢の難を承知し、大に朝廷の衰絶を歎し、誠心吐露」した。木戸も「実に可感之事不少」ところがあった（『木戸孝允日記』一）。

帰京（二月三日）すると木戸は、朝権伸張のため熊本藩を用いるよう、大納言嵯峨実愛に説いた。嵯峨は木戸の意見に賛成し、（二月十二日と思われるが）岩倉と大久保に謀り、四条巡察使再派遣にともなう、熊本藩一大隊の日田出兵・大田黒の参謀任命を秘密裡に決めたとみられる（『嵯峨実愛日記』三、『松菊木戸公伝』下巻、一三九〇ページ）。十五日、安場は木戸宅に赴き、「朝廷御根軸御取締、今一層被為尽御手数度之主意を建言するの意」を述べた。木戸は、「今藩々の建言を以て所事上策にあらずと雖：同心同力凡今日の大勢を察し朝廷を助くるときは、自然固陋或は俗論を庄滅するの一助あり」と応じ、賛意を示した（『木戸孝允日記』一）。

三藩献兵による親兵設置の沙汰伝達（十三日）、四藩に対する出兵令（十四日・十五日）にかかわって、木戸が十五日、「然るに今日山県狂介、西郷吉之助へ談せし意齟齬あり哉、折角之主意凝滞に似たるを歎し」と記した事情を、さぐってみる必要がある。十六日付の大久保から岩倉にあてた書簡（『大久保利通文書』四）によると、十五日朝兵部少輔山県は西郷を訪ね、「日田表事件ニ付、根本より一掃して枝葉に及候与之事」を協議した結果、「三藩（山口・鹿児島・熊本）手揃相成候処にて、一挙して着手可致」と確認し合い、西郷が熊本藩権大参事米田虎雄にその旨を話した。ところが同日夜、米田と安場が

山県宅へ行き、「山県の目論見どおりには事は運びそうもない」と伝えた。困った山県は、「参謀の十六日出立は延期せざるをえない」と答えた。十六日朝山県は大久保を訪れ、事情を報告した。大久保は、「参謀（大田黒・井田）の出発が二、三日遅れても、時機を誤ることは決してない。このことは明日も十分評議するようにしたい。山県は木戸とよく話し合うと言って帰った」と、岩倉に書き送っているが、すでに十五日西郷は、親兵徴集のため帰国の途についていた。親兵を早速にも上京させることを第一に考えた西郷は、鹿児島藩兵一大隊の即時日田出兵に異論を抱いたのであろう。この問題は、山県・西郷両者の意見の相違にとどまらず、「親兵設置」と「九州辺浮浪鎮撫之事」の双方にかかわって、山口藩と鹿児島藩との確執を増幅させていくのである。

十六日午前中、木戸宅には岩倉・米田・安場・山県など来客が相次いだ。午後一時すぎ木戸は大久保を訪れ、「四藩建言の次第を談」じた。熊本藩建言の動きをとらえ、山県・西郷の齟齬に対応して、四藩同心をかざしてすばやく「四藩建言」を組織しつつ、しかもそのなかに年来の望みをもち込むために、木戸は、翌十七日参朝して「岩卿へ愚按数件を論述」し、「後藤雲濤（象二郎）を訪ひ談論數時、六字頃帰家」している。四藩建言を積極的に工作したのは、疑いもなく参謀木戸であった（『木戸孝允日記』一）。

出兵を命じられた四藩による二月十八日の建言は、①九州そのほか僻遠の地だけでなく、「都下腹心ノ地」（市街・各藩邸内・官員士人の居宅）に手を付けなければ、「暴徒乱賊御誅鋤」は成りがたい、②「浮浪ノ徒ニ通シ私意ヲ以朝政ヲ紊乱スル」朝官は、「貴近門地親故ノ差別ナク」、断然処分していただきたいと述べ、「維新ノ実貫徹」のため「疾雷掩耳御処置」の決断を天皇政府に求めるとともに、四藩はじめ有志が同心協力し「一掃ノ功ヲ奏シ：皇威隆替」をかけて全力を傾けることを表明したものである。かねてから参議広沢・木戸が東西呼応して企図した「尊攘派の反政府勢力の根絶」を、天皇政府の名において、四藩の軍事力に依拠して強行しようとした点に、注目する必要がある（『回天史』三九〇ページ、『脱隊暴動一件紀事材料』—以下「材料」と略す—一九三ページ）。

四条巡察使の日田再派遣と四藩への出兵令は、みずからの命運をかけた天皇政府の全国的攻勢の、最も重要な環をなすと位置づけなければならぬ。参議木戸が「此度は断然九州へ^(トク)迎も着手、いつれも巢窟をあはき尽し候覚悟」を固め(二月十八日付伊藤博文あて書簡、「木戸孝充文書」四)、さらに右大臣三条が二月二十七日、「四藩内密建言巡察使方伺候、草莽浮浪氣脈相通候官員御処分之義：巡察使へも断然御手を被為付候御約束も有之候上は、至急御処分無之而は如何と存候」と、大納言岩倉に書き送ったこと(「岩倉具視関係文書」五)からも、これをうかがえよう。

さて山口藩は、二月二十五日に士族第一大隊へ、二十九日に第一砲隊一砲隊へ日田県出張を命じ、三田尻から乙丑丸で渡海させることにした。同日、四条の日田出張・四藩出兵を藩内に触れるとともに、浮浪の取締りをいっそうきびしくすると達した。三月二日藩知事は、日田県派遣の諸兵を藩庁に召集して直論し、軍律五カ条を授けた(「材料」一九四・一九五ページ)。また熊本藩では二月、兵部省の命を受け東京守衛兵として常備兵一大隊を上京させたが、太政官の兵部省への達(二月十九日)に従い、品川に到着したばかりの一大隊八〇〇名余(大隊長沼田小一郎)をそのまま転じて発艦させ、日田に向かわせた(「肥後藩国事史料」巻十一以下「国事史料」と略す一八四三ページ、「公文録・山口藩隊卒騒擾始末」二一四二号文書一以下「始末」二一四二のごとく略す、「細川家譜」「稿本」四一六一号所収)。そして二月二十七日藩庁は、浮浪・山口藩脱隊兵士の出没に備え、旅人の取締りをとくに厳重にするよう管内に達した(「国事史料」八〇二ページ)。だが鹿児島藩は、日田出兵の動きを全く示さなかった。

広沢暗殺犯人の徹底的搜索の詔書(二月二十五日)を受けて、二十六日木戸は、「今朝早く神戸に着きただちに大坂に向かった。二、三日中には出帆するつもりである。井田・太田黒両参謀らもまだ滞坂しているが、二十八、九日ごろには西下するとのことである。このたびの薩・長・土の一条は実は下策で、やむをえない事情によるものだ。下策の勢いが生む弊害を注意され、将来この余勢に制されない工夫が肝要だと考える。朝廷が公正の道を曲げられるときは、いったん薩・長・土の力で威圧しても、諸藩は決して服さない。万一朝廷が薩・長・土におもねるような処置をとっては大変なことになる。薩・長・土が

割れ下策が破れば、もはや救うべき道はない。福岡藩処分は、三藩の兵が退去したあとでは実行が難しいので、速やかに「勇断を願う」と、三条・岩倉に書き送っている（『木戸孝允文書』四）。三藩の軍事力に依拠すること（親兵設置）を下策とし、その弊害がもたらす危険を意識しつつも、木戸は、熊本藩を含む四藩出兵の機会を逃さず、福岡藩処分を断行するよう強く求めている。彼の論理矛盾は、おおうべくもない。

ついで二十八日木戸は、「面従腹非」の官員を速やかに罷免するよう三条に求め、再度「福岡之一条等、誓而此時機を御誤被為在候而は、百事瓦解、将来之処決而維持無覺束奉存候」と強調した。さらに彼は同日、京都府権大参事榎村正直に手紙をしたため、四条再派遣に至る経過を述べたうえ、「久留米・島原藩などは不審之事不少、秋田は始終気脈相通し候に相違無之：実に佐竹と申ものは可惡之至」と言い切っている（同前）。徹底的糾弾の対象として木戸の頭にこびりついていたのは、久留米・福岡・秋田の各藩であった。翌二十九日木戸は、神戸で丁卯艦に乗り込み山口に向かった（『木戸孝允日記』一）。

この二月二十九日天皇政府は、久留米藩処分を決めた。『大久保利通日記』二に、「廿九日九字参朝、今日米藩之事ニ付密議、断然御着手ニ相決す」とあるとおりである。この決定を受けて太政官は同日、巡察使四条の日田出張と三藩出兵を九州三〇藩に、高知藩出兵を四国一二藩に伝達した（「始末」二一四十二）。

(2) 「九州諸小藩、震慄」

三月四日神戸を出船した巡察使四条一行は、五日早朝馬関に着艦し、山口藩に対して一大隊出兵と大属山根秀輔の随従をうながした（「巡察使西下日記」岩倉家蔵書類所載、部分的には「稿本」四一六九号に収められている。以下「西下日記」と略す。ただし「材料」一九六ページには、「四条少将ニも今四日晝馬関へ着艦」とある）。山口藩ではすでに三月一日、日田県に出兵する士族隊を山口に召集し、四条下向の際は三田尻に立ち寄るものと予測して、一大隊を同地に差し向けてあった。藩庁はただちに使いを送り、山根・兵隊ともども六日に三田尻を出航して馬関に回るよう指示し、この旨巡察使に答えた（明治四年「日乗」「稿本」四一六一号所収、「材料」一九六ページ）。七日、馬関に到着した山根と藩兵一大隊は、巡察使の指揮

下に入つてただちに九州に渡り、十日に日田に入つた（三月五日付山田顕義書簡、「稿本」四一六一号所収、「木戸孝九日記」二、「西下日記」）。

この間三月六日木戸は（二日に山口に帰着した）、大納言岩倉にあてて「先般は巡察使が早々に引き揚げ、九州諸藩がかえつて朝廷を軽侮するような結果を招いたので、このたびは、朝廷の沙汰を待たずに軽々しく引き揚げないよう、かねがね達していただきたい。藩内では鹿兒島藩に対して種々の疑惑が生じ、はなはだ困つてゐる。その理由は、昨年来薩人にも浮浪に通じ奔走する者がいることである。昨冬熊谷藤太郎（山口藩脱隊兵士か）が鹿兒島藩内に入り込んだ際、同藩は高橋金次郎を付き添わせ、熊谷を久留米藩に送り届けた。熊谷を受け取るため掛け合つたが、ついに渡さなかつた。もともと高橋は昨年から浮浪間を往来し、このたびも久留米藩のあと押しをして、『浮浪の処置については鹿兒島藩の方針もあつて、西郷東上のうえ決定すべきである。』などと唱えたため、『賊藩ハ益勢を得候様之気味』となり、当藩の要請を拒絶したのである。浮浪輩の気脈は自然東京に及び、『広沢なども、^{つゞ}必竟薩州之先鋒位之積ニ而、逢此難候』などと、口にするものも藩内にいるそうである。このような訳で、『薩州大學して朝廷上を一掃仕候と申説』が、世間に広まつてゐる様子である。また昨年は『朝敵中之一人』（大泉藩士か）（8）が、鹿兒島藩を根城にして九州諸藩を遊説・鼓動したため、余程藩論を乱されたようである。これらのことは、いちいち大久保や西郷らの知るところではないし、かつ大藩だから種々の人物もいるだろうが、その辺の情実をわきまえない者がいろいろ疑惑を抱いてゐるので、自分としても説論しかね、思いどおりに藩論をまとめられず困却してゐる。なかには、大楽源太郎らも鹿兒島藩に潜んでゐるとの、おろかな疑いをかけてゐる者もある。事情を明察され、『此度九州へ之御着手且東京之一件』（巡察使・三藩兵による九州の浮浪せん滅、親兵の上京）を首尾よく成功させ、朝廷の根基が堅固になるよう祈るのみである。しかし右のような藩内の事情のため、親兵東上も少し遅れるかと懸念してゐる。また太政官の少史（従六位相当）以下の下級官員に、種々怪しい人物が入り込んでゐるため、政府の沙汰はすべて事前に世間に洩れてしまうとのことである。速やかに探索され、断然ご一掃していただきたい。さもないと朝廷の根基を固めることは、おぼつかない」と、書

き送っている（「岩倉家蔵書類」所載、「稿本」四一七〇号所収）。

参議木戸は、三月初旬にはまだ大久保・西郷や鹿児島藩への不信感をあらわにしていなかったが（三月二十六日付井上・山県・三浦あて書簡では、「二月二十八日の山口藩上書―前掲拙稿「攘夷党」と天皇政府の対応―参照―をつぶしたのは鹿児島藩の建言である、西郷は十分承知しているのに、鹿児島藩がいまだに日田に兵を送らないのは、どうしたことか」と、強い疑念を表明するようになる）、日田出兵の動きを示さない鹿児島藩に対する山口藩内の疑惑の高まりに困却しつつ、天皇政府にとって当面する最も重要なふたつの政治課題の解決が、いずれも困難な事態に直面していることに懸念をいだかざるをえなかったのである。そして木戸は、打開の道を徹底的処置の断行に求めた。こうして攘夷派華士族の反政府陰謀とそれに同調する官員らに対して、集中的な武力弾圧が始まった。

すなわち三月七日、弾正台京都出張所は、新政に不満を持ち、旧堂上の失権・京都の衰微をいきどおり、党を結んでひそかに政体一変を企てたとして、華族外山光輔らを捕らえた。十日、大楽源太郎ら山口藩脱隊兵士をかくまった嫌疑で、久留米藩知事有馬頼成、同藩権大参事吉田博文らを弾正台に喚問し、知事を謹慎に処し、吉田を罷免して弾正台に拘禁した。十二日、政府は華族愛宕通旭らを処分することを決め、また久留米藩大参事水野正名を免官した。十三日、巡察使四条の参謀太田黒は、兵を久留米に進め、水野・軍務総裁小河真文らを捕らえ、日田に護送した。十四日、京都で愛宕らを逮捕した。十五日、江刺県権知事山田信道（熊本藩士）らの職を免じ、ついで弾正台少巡察長沼東夫（熊本藩士）らも同様に処分した。二十二日、反政府陰謀の嫌疑で、外務権大丞丸山作楽（島原藩士）・大学出仕矢野玄道（岡藩士）・昌平学校出仕中沼了三・医道御用掛榎田直助・宮内大丞小河一敏（岡藩士）・伊那県大参事落合源次郎らを捕らえて諸藩に拘禁し、また正親町陸軍少将・五条陸軍少将・沢兵部権大丞を免職した。ついで広沢参議利客連累の嫌疑で官員数名に謹慎・入牢を命じた。二十五日、四条巡察使の参謀井田は、兵を率いて筑後高良山に陣し、久留米藩を制圧した。（9）

右のなかで「久留米藩難」ないしは「久留米征伐」と呼ばれる、九州尊攘派の拠点久留米藩攻撃については、紙数の都合で

拙稿「明治四年久留米藩処分と天皇政府―『攘夷党征伐』と廢藩置県―」（『西南地域史研究』六掲載予定）で、「西下日記」など新しい史料を活用してより詳しく述べることとし、ここでは久留米藩攻撃と並行して行われた、巡察使四条による日田県近傍諸藩知事の喚問（三月十二日、十九日、「日田会議」と呼ぶことにする）について見ることにしよう。まず「日田会議」に関する「西下日記」の記事を紹介しよう（「稿本」四一六九号所収）。

三月十二日

巡察使々諸藩召出ニ付、左之箇条ヲ以テ相尋候事、

- 一、朝綱被為立候辺、如何被心得候哉、
- 一、平素士民へ申諭、如何之筋ニ候哉、
- 一、浮浪取締向、如何致居候哉、

三月十七日

諸藩会議

但此後取締等総而藩々見込會議ナリ、

三月十九日

諸藩會議御用濟之分、藩内取締も有之付帰藩申付、脱徒関係之藩ハ御用濟ニは無之候得共、藩内取締等嚴重可致ニ付、一応帰藩同断、日出藩知事、秋月藩同、府内藩同、三池藩同、中津藩参事、千束藩同、森藩同、白杵藩同、佐伯藩同、

右明日出足

福岡藩知事、柳河藩同、岡藩同、豊津藩参事、杵筑藩参事、久留米藩同、

右明後廿一日出足

諸藩決議申出左之通

別録アリ

諸藩時々會議致度候処、昨年知参往来会合被差留候得共、当今ハ臨機之事ニ付、日田県へ参事集会ハ巡察使ニ而聞置、追而何分之御沙汰可有之旨相達候事、

但無益之会合不致ハ勿論ニ候得共、右辺ハ知県事檢証之事、

三月十二日、筑前二藩・筑後三藩・豊前三藩・豊後七藩あわせて一五藩の知事または大少参事が、すべて日田県庁へ集まつた席上で、巡察使四条は、朝旨奉戴の所存・士民誨諭・浮浪取締りの三カ条について各藩に問うた。各藩は、それぞれに存念を述べ請書を提出して忠誠を誓い、その後の浮浪取締りを協議した。十九日「日田會議」は終わり、藩内取締り強化のために掃蕩を命じられた。ただし「脱徒関係之藩ハ御用済」とはならず、再度の喚問もありえた。巡察使の臨機の措置で、各藩参事は、日田県知事の監視のもと県庁で会合することを認められた。

先の三カ条は、「日田會議」の始まつた十二日に、いきなり提示されたのではない。たとえば豊津藩の場合は、十一日に日田の巡察使本宮で四条巡察使から三カ条の質問書が渡され、翌十二日請書を持参して参謀井田を通じて差し出している。その内容は次のとおりである（「旧豊津藩記事」「稿本」四一六九号所収）。

朝綱被為立候辺、如何被心得候哉、

御誓文御旨趣即ち其大綱ヲシテ爾後許多之御布令其細目ニ属スルカ、藩政亦大ニ其意ヲ奉戴シ以テ管内ニ施行スル而已、多言敬対スヘキナシ、唯当藩人材匱乏ニシテ卓絶ノ政事ナシ、故ニ未タ遍ネカラサルノ實深ク恐縮スル所ナリ、然ト雖モ管内凡百ノ事件、未タ大ニ朝旨ニ違背シタルヲ不知、願ハ賢明之ヲ察シ給ンコトヲ、

平素士民江申論方、如何ノ筋ニ候哉、

前条ノ外ニ不出、故ニ重テ陳述セス、

浮浪取締向、如何致シ居候哉、

浮浪驅除ハ当藩専務中ノ一ナリ、故ニ遍ク士民ニ嚴告シ、或ハ陰ニ官員ヲ巡察セシメ、其他耳ニ触レハ則チ之ヲ搜捕シ、可疑シテ無証者ハ一宿ヲ不許、是ヲ以テ即今管内浮浪ノ潛匿アルコトナシ、昨秋山口藩三名ヲ捕テ之ヲ送ル其一証ナリ、後來亦嚴酷ニ驅除セン而已、切ニ冀クハ前文敬對ノ不詐親シク巡察アラシコトヲ、

辛未三月十二日

豊津藩大参事小笠原長祚

豊津藩少参事八隅正名

岡藩では、十一日に四条巡察使より知参事が日田県に出頭せよとの命令を受け、即日知事の中川久成と委任出仕小原正朝が岡を出立して日田に向いた。(十一日か十二日かは不明だが)日田で三カ条について質問され、請書(内容は判明するが日付はない)を提出した。そのなかで「豈計ンヤ赤座弥太郎列ノ者脱徒關係之次第：右様心得違ノ者出来致シ候儀ハ、畢竟平素申示方不行届、且取締向忽ヨリ指起リ、不容易事件ニ立至候段深重奉恐懼候」と、陳謝している点が注目される(「旧藩事蹟調」)。「稿本」四一六九号所収)。また府内藩には、九日に出頭令が届き、知事大給近説は翌十日出立し十二日に日田に到着した(「始末」二一四十二および「大分市史」上、一三二五ページ以下参照)。さらに中津藩は、十一日「御書附ヲ以存念可申上旨被仰渡」、翌十二日大参事桑名豊山・少参事森養坪の名で請書(内容判明)を弁官あてに出している(「始末」二一四十七)。ただし喚問された藩がすべて、十九日の「日田会議」終了・帰藩令までに請書を出したのではないらしい。臼杵藩は二十一日に請書(内容判明)を差し出し、二十九日には藩内に旅人の嚴重取締りを達している(前掲「旧藩事蹟調」)。

九州に入った熊本藩一大隊のうち、右半大隊(隊長神谷矢柄)は日田の本営を警備し、左半大隊(隊長尾藤閉吾)は別府を守った(「細川家譜」「稿本」四一六一号所収)。十二日朝五時ごろ、「このたび浮浪の徒を周密に詮議するについては、遁逃する者もあるだろうから、熊本・山口両藩の隊長と打ち合わせ、藩内浦々渡船場はもちろん、豊津・杵築両藩支配地までき

びしく取締るよう手配せよ」との達書が、中津藩に届いた。同藩では、ただちに山口藩出張小倉・熊本藩出張鶴崎に使者を立てたうえ、とりあえず海岸見回りのため監察付属の者および捕亡方を差し向けた。翌十三日以後中津藩は、兵隊を増員して海岸を巡邏し、山口藩と協議して豊津藩管内仲津郡大橋駅を境いに以西は山口藩、以東は中津藩の持場と決めて取締りに当たり、さらに延岡藩管内豊後国東郡真玉村まで兵を出して海岸を警備し、真玉村より東の杵築藩管内も、姫島に出張させた兵に取締りを命じた（「四条家文書」「稿本」四一六一号所収）。面目を失った杵築藩は、熊本藩隊長に頼み込んで、三小隊を管内数カ所に派遣して旅人の取締りに当たったが、十六日に熊本藩隊長の指示で兵を引いた。山口藩脱隊兵士を止宿させた姫島の者は、日田に呼び出され処分を受けたという（前掲「旧藩事蹟調」）。

山口・熊本両藩兵は、「日田会議」を援護するため、中津藩をも動かして、脱隊兵士・浮浪の潜入ルートでもあり、かつその巢窟と見られていた豊前・豊後の地を、海岸線に重点を置いて巡邏し威圧したと見られる。これに呼応する動きは、四国についても認められる。すでに高知藩兵が讃岐・伊予に出兵し警備に当たっていたが、三月十九日に高松藩、二十一日には吉田藩（伊予）が、「過日於金刀比羅表御達之趣ニ從ヒ」管内を搜索したが、今のところ異状はないと、日田県出張参謀あてに届け出ているからである（前掲「四条家文書」）。

こうして巡察使四条再派遣と四藩出兵（鹿児島藩は兵を送らなかつたが）による、「久留米征伐」と「日田会議」を頂点とする山口藩脱隊兵士・浮浪・攘夷派士族草莽層の包囲・せん滅作戦は、一定の効果をあげた。三月二十二日の「西下日記」（「稿本」四一六九号所収）に、「九州諸小藩往々脱徒之為に鼓動セラル、方向を誤ニも第一二者藩力微弱ニシテ畏怖心より生候と、朝威宣布セサルヨリトノ二ツニ有之、今般巡察使出張ニ付而ハ列藩震慄、此度会議申出候通之事ニ而、大ニ朝威も相伸候、是と申も兵力有之、一紙之命と者事替り候故ニて」とあることから、うかがうことができる。

小括にかえて

右のような状況判断に立って、同日、四条巡察使らは、浮浪の絶滅と諸藩方向一定による朝権確立を目指して、以下のことを政府に要請するに至った（前掲「西下日記」）。

① 諸藩方向一定、西顧の憂いをなくするためには、別して兵力を備え諸藩を指揮する態勢をとらないと万全を期しがたいので、大兵力を付けた按察使でも日田県下に置いてほしい。久留米藩を処分しても、当分は浮浪は根絶できず、小藩などは後ろ楯がなければ対応しきれないことなので、ぜひそうしてほしい。

② 今後の久留米藩などの処置については、さらに弁官・刑部省・弾正台の役人が出張して当たってほしい。さもないと久留米藩処分などは巡察使の偏見によるもので、朝裁に出たものではないとの世論が生ずるだろう。至急評議を願いたい。

③ 久留米藩知事を免職し、藩を廃して県とすること。この処置については、前もって巡察使へ話を通したうえで発表してほしい。

④ 杵築藩の罪は、久留米藩ほどではないが、中味は同じである。脱徒の暴挙恢復論を承知しながら、かねがね布令を軽んじ脱徒らを取り押さえることもなかった。大参事中根真澄の専断によるもので他は関知しないとのことであったが、守口如瓶の白状によれば、ほかの参事は中根を問いただすこともしなかった。藩庁挙げての落度である。処分を検討願いたい。

⑤ 「北筑御処置」（福岡藩処分のことか）を至急お願いする。この件については、今後の様子を見て、少弁長松幹が東上することにした。

これに対して三条・岩倉は四月二日、「此機会ヲ不失、九州一般確乎方向一定之処肝要ニ存候、福岡藩贖金一条御処置も近日被仰出候間、其地及鎮定ニ候共、右御処分相済候迄ハ出張兵隊不引揚、其儘滞在可為致候」と、福岡藩処分の決着がつくまで兵を引き揚げないよう、参謀井田に指示した（「四条家文書」「稿本」四一六九号所収）。局面は、さらに新たな展開を示

し始めた。(10)

〔註〕(1) 千田稔『維新政権の直屬軍隊』（開明書院、一九七八年）、下山三郎『近代天皇制研究序説』（その四）（『東京経大学会誌』第六三号所収）および拙著『幕末・維新の政治構造』（校倉書房、一九八〇年）参照。とくに千田氏の実証的研究には教えられる点多かったことを記して、謝意を表したい。

(2) 千田稔『維新政権の秩録処分—天皇制と廢藩置県—』（開明書院、一九七九年）三八五ページ参照。

(3) 石井孝『廢藩の過程における政局の動向』（『東北大学文学部研究年報』一九所収）参照。

(4) 「公文録」兵部省伺および「保古飛呂比」五、二四ページによる。

(5) この兵賦については、拙稿「慶応期越後幕領における支配と民衆」（『津南町史編集資料』第十五集、一九八二年）参照。

(6) 原口清『廢藩置県政治過程の一考察』（『名城商学』第二九号別冊、一九八〇年）による。

(7) この時期の農民闘争と天皇政府・県・藩の対応については、拙稿「維新期の民衆と国家」（『新潟史学』第十六号および「かみくひむし」第五十二号所収、一九八三年）をご覧いただきたい。

(8) 大泉藩の鹿兒島藩接近については、『鶴岡市史』中巻、一六五ページ以下（佐藤誠朗執筆）にくわしい。

(9) さしあたり下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店、一九七六年）三一九ページ以下参照。

(10) これは、木戸が二月二十六日、二十八日の二度にわたって、三藩日田出兵中に福岡藩処分の断行を三条・岩倉に迫り、さらに三月

六日、巡察使が朝廷の沙汰を待たずに引き揚げないよう、前もって達してほしいと、岩倉に求めていたことにもかわっている。

巡察使一行は、糾弾掛を残して四月一日に日田を出発し筑後高良山に陣した。十三日同所出立、柳川（十五日発）・佐賀（十七日発）・大村（十九日発）を経て、二十一日長崎に到着し朝命を待ったという（『回天史』四〇一ページ）。なお巡察使が山口・熊本

兩藩兵に帰藩を命じたのは、四月十日のことである。明治四年「日乗」の四月二十一日の条に（『稿本』四一七〇号所収）、「先達而筑後久留米江被差向候干城大隊、彼地鎮静ニ付、巡察使四条殿依御差同所引揚ニ相成、今日山口致帰着候；干城隊惣人数都合四百人程之由；此度之儀ハ於彼地不図も戦争等無之、孰も無異及帰陣候、尤腰足之痛ミ之もの、内病之もの取合凡百人程も煩シ

内ニ罷歸候由ニ候、兵士ハ常ニランド之内江ケツト彈藥其外入組候ニ付、重目凡三貫目程も有之分を背ニ負ひ、大ニ苦勞致し、或ハ脊ズレニ而足を痛ミなど致し難儀仕候もの多之由、ランドノ重キ分ヲ負ひ候事ハ不物馴内ニ而、気分ニ相障リ候段ハ医師ガも申立テ有之候得共、御規則ニ相成候儀ニ付、致方無之との事ニ而常ニ背負候由」とある。三藩出兵中に福岡藩処分を強行しえなかつた事情と、それへの対応（四月二十三日の東山・西海両鎮台の設置もそのひとつであると思われる）などについては、拙稿「明治四年四月の鎮台設置」（『新潟県史研究』一六掲載予定）で触れることにしたい。

（昭和五十八年十月十二日稿）

（新潟大学教授、

大分県地方史料叢書(七)

「縣治概略」(I)
「縣治概略」(II)

大分県成立以来の布告・達を集大成した
県草創期を知る基本史料

（会員各二五〇〇円、会員外各三〇〇〇円）

発行者 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(七)

縣 治 概 略 III

〔完 結〕

大分県成立期の布告・達を集大成した
地方史研究者必備の書。
本巻は明治八年分を収録する。

（会員一五〇〇円、会員外二〇〇〇円）

発行者 大分県地方史研究会